



## ○会議の内容

- ・事業者は活動状況(利用者の状況、行事、事故、研修等)を報告します。
- ・参加者は報告に対して、事業所への要望や意見などを伝えます。

## ○記録の作成

事業者は会議の記録を作成し、構成員に送付します。

各種様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

## ○複数事業所の合同開催

以下の要件を満たす場合は認められます。

- ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ・合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ・外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

## ○他の地域密着型サービス事業所と同一建物に併設している場合の合同開催

- ・他の地域密着型サービス事業所と併設している場合においては、1年度に開催すべき運営推進会議等を全て合同開催しても構いませんが、外部評価を行う運営推進会議等は単独開催してください。
- ・合同開催した場合の会議記録について、両事業所合同で作成して構いませんが、利用者及び利用者家族については匿名にする等、個人情報・プライバシーを保護してください。